

この家、 どうする？



今、考えておきたい我が家の「空き家問題」

図 谷和原庁舎住まい開発政策課（内線 5405）



あなたも「空き家問題予備軍」かも？

空き家問題は
「誰かの話」ではなく
「あなたの話」

高齢化やライフスタイルの変化などにより、全国で空き家が増加している「空き家問題」。最近ニュースなどで耳にしたことがある方も多いのではないのでしょうか。親から相続した家や長年住んでいた家でも、誰も使わずそのままにしておくと「空き家」となって、さまざまなリスクにつながります。「私は空き家問題とは無関係」と思っているあなた！ 下記のどれか1つでも当てはまる方は、「空き家問題予備軍」かもしれません。

今の家を
出ていく予定がある

倉庫や別荘などとして、
実家を一時的に使っている

一人暮らしの親族が
施設に入所する

家を相続したけど、
ほとんど行っていない

将来的に家を管理する
人がいない



「何もしない」は問題だらけ！

空き家を放っておくと こんなリスクが



「とはいえ、空き家を放っておいても大きな問題にはならないんじゃないか…」
そんなことはありません！ 空き家を適正に管理せずに、放っておいて何もしないと、さまざまな問題を引き起こしてしまいます。

資産価値が低下する

不動産としての価値が大幅に下がり、将来売却しようとしても損をする場合があります。

建物の劣化が進む

雨漏りや外壁のひび割れなどが進行し、外壁の落下や建物が倒壊する危険性があります。

近隣の環境に悪影響を及ぼす

害獣・害虫の発生や草木が生い茂ることで、近隣の環境に悪影響を及ぼします。

近隣住民とのトラブルを引き起こす

適正に管理されていないことによる悪影響が、近隣住民とのトラブルを引き起こす場合があります。トラブルの内容によっては、損害賠償請求を受けることがあります。

固定資産税の軽減特例が外れる

適正に管理されておらず、倒壊などの恐れがあるとみなされ勧告を受けると、翌年から住宅用地としての固定資産税の軽減特例が外れてしまいます。場合によっては、その宅地の固定資産税の負担が最大6倍に跳ね上がってしまいます！

犯罪の温床になる

空き家のターゲットになるほか、ごみの不法投棄が繰り返されたり、建物内に侵入され、違法な行為が行われたりする場合があります。

行政からの指導の対象となる

空き家の状態によっては、行政からの指導の対象となります。



空き家になるその前に！

今できる5つのコト

「空き家にしないためには、何をすればいいの？」
空き家にしないための予防策は、「自分で適正に管理する」か「誰かに売る・貸す・預ける」のどちらかになります。まずは下記の5つに取り組み、早めに決断しましょう。

1 家の現状を把握する
固定資産の名義や家の状況を整理しましょう。

4 家財を整理する
使っていない家財や荷物の処分を始めましょう。

2 家族で話し合う
今後この家をどうするか、家族で話し合いましょう。

5 植栽を管理する
植栽の剪定や伐採をしましょう。

3 情報を集める
市の空き家窓口や不動産業者に相談して、情報を集めましょう。

本市の「空き家の無料相談会」では、市の制度や不動産の価値、売買の注意点、相続の話など、詳しい情報が得られます。詳しくは次のページをチェック！

